

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令要綱

第一 雇用保険法施行令の一部改正（第一条関係）

一 個別延長給付を受ける受給資格者に係る延長給付に関する調整規定の読替え規定を創設するものとする。

二 その他所要の整備を行うものとする。

第二 船員保険法施行令の一部改正（第二条関係）

雇用保険法施行令と同様の改正を行うものとしたこと。

第三 その他

一 施行期日

この政令は、平成二十一年三月三十一日から施行するものとする。

二 関係政令の整備

その他関係政令について所要の規定の整備を行うものとする。（第三条関係）